

平成 27 年度 普天間飛行場代替施設建設事業に係る環境監視等委員会（第 4 回）

議 事 要 旨

件 名：平成 27 年度普天間飛行場代替施設建設事業に係る環境監視等委員会（第 4 回）

日 時：平成 27 年 4 月 9 日（木）9:30～13:10

場 所：TKP 品川カンファレンスセンター

委 員：中村委員長、池田委員、茅根委員、塩田委員、原委員、松田委員、安田委員、矢吹委員、山崎委員（計 9 名、東委員、荒井委員、五箇委員、仲田委員はご欠席）

- 議 事：1. 開会
2. 事業者挨拶
3. 議事
① ボーリング調査（浮標設置）に伴うサンゴ類への影響について
・ボーリング調査（浮標設置）に伴うサンゴ類への影響について・・・資料 1
・サンゴ類への損傷状況についての現地視察結果報告
② 前回委員会における指摘事項とその対応方針について・・・資料 2
③ 環境保全措置の計画について
・海域生物に関する環境保全措置・・・資料 3
・サンゴ類に関する環境保全措置・・・資料 4
④ 工事中における事後調査及び環境監視調査の計画について・・・資料 5、資料 6
○ その他
・ジュゴン監視システムに係る検討状況について
・アンカー設置の経緯と反省点・今後の対策
4. 閉会

配付資料：資料 1：ボーリング調査（浮標設置）に伴うサンゴ類への影響について
資料 2：前回委員会における指摘事項とその対応方針
資料 3：海域生物に関する環境保全措置【底生動物等の移動計画（案）】
資料 4：サンゴ類に関する環境保全措置【サンゴ類の移植・移築計画（案）】
資料 5：工事中における事後調査及び環境監視調査の計画【概要】（修正案）
資料 6：工事中における事後調査及び環境監視調査の計画（修正案）

【開会、事業者挨拶】

事務局より開会の宣言、配布資料の確認、事業者挨拶。

【議事①：ボーリング調査（浮標設置）に伴うサンゴ類への影響について】

事務局より、ボーリング調査（浮標設置）に伴うサンゴ類への影響について、資料 1 を用いて説明。

引き続き、委員より、現地視察の結果のご説明。

視察の概要：

- ・設置された浮標（フロート部）アンカーのうち 2 つ（F10、F27）、浮標アンカーのうち 2 つ（2H、2R'）、計 4 つのアンカーを対象に、サンゴの損傷の状況を潜水によって視察し、現状を記録。
- ・アンカー下部を中心に、潜水目視観察と水中カメラ撮影によりサンゴ類の損傷の程度と底質の分布について記録。なお、十分な安全確保の観点からアンカー下部の隙間に体を入れる観察は実施せず。

結果のまとめ：

- ・今回の調査を実施した 4 アンカーにおいて、資料 1 で記録されたサンゴ群体のその後の経過をすべて追跡することができたとはいえないが、いくつかのサンゴ群体については、その損傷の現況を確認することができた。
- ・サンゴの損傷は、サンゴに直接アンカーが乗ることによる破壊と、アンカーによって遮光されることによる死亡、係留索による損傷の 3 通りが認められた。
- ・一部のサンゴは、破壊されていない部位や、破壊され脱落した部位、遮光環境下、係留索による損傷を免れるなどして、まだ生残していた。

対策：

- ・生残しているサンゴは、生残部分を周囲の岩盤上に移植することによって、十分に生育を続けられる可能性がある。ただし、その移植行為が成功する確率は今後の時間の経過とともに急激に低下する。それは、損傷や遮光環境でのダメージがサンゴ群体に蓄積され続けているためである。脱落した群体の一部については、このままでは波浪によって生残部が海底面に設置したり、砂に埋まるなどして死亡する。
- ・移植のタイミングによっては、移植のストレスから回復できずに移植先で死亡する可能性もあるため、直ちに移植作業を行うことが望ましい。しかしながら、生残部を分割して移植する場合でも、脱落部を移植する場合でも、沖縄県漁業調整規則による特別採捕許可が必要となる。
- ・アンカー設置地点は、いずれもサンゴ被度が 1%以下程度であり、設置時に海底を目視して慎重に設置位置を調整すれば、サンゴの損傷を避けられた可能性は高い。浮標についてさらに言えば、サンゴへの損傷が予想される中で、より環境への影響の少ない他の設置方法を検討すべきではなかったか。
- ・今回の影響には、生態学的な視点、法的な視点、社会的な視点の 3 つがあると思う。生態学的な視点からは、サンゴへの影響はもちろんプラスとは言えない。ただし、この範囲の中において全体で 40 数群体であることから、生態系全体を破壊する大規模なものとはまでは言えない。また、アンカーの下を小さな魚がたくさん隠れ家としていた

ので、そうした魚礁としてのプラスの面もあっただろうと考える。

- ・生きたサンゴが潰れていることに対する社会に対するマイナスのイメージが大きい。今回の事業は大規模な自然破壊をする上で、県民、国民の理解を得ながら、環境に十分配慮することを前知事に約束して認められ、本監視委員会が設けられている。そのような状況のもとで、こうしたマイナスのイメージを与えるようなことをしてしまったというのは、非常に問題であった。

説明後の質疑は以下のとおり。

委員：

科学的、法的、社会的・社会常識的の3点の問題があるとお話であったが、環境影響評価書でどのように保全措置をとると約束したか、それを守っているかどうかという、4点目の問題があると思う。

どのくらいの数のサンゴが潰れるかを計算してみると、被度が1%程度であれば確率的に今回の結果に即したものとなる。逆に言えば、これだけの数が潰れることは想定内であったということになる。つまり、このくらいのことは覚悟の上だったのだから、別に対策も必要ないという言い方もできるわけであるが、第2回の委員会でそのことがどれだけ共有されていたかが問題になる。また、この条件がいつ公表されたのかということも問題になる。

委員：

視察の結果は、資料1の写真から約1ヶ月経過した状況ということで、後ほどの対策や議論の参考になると思う。

結果のまとめで、サンゴの損傷はアンカーによる物理的な破壊、遮光、係留索による損傷の3つとまとめられているが、これら物理的な影響に加えて、化学的な影響もあるように思う。コンクリートは水に溶けるとアルカリになるが、コンクリートブロック周辺でpHを測ったことはあるか。また、係留索が鉄であれば、紫外線を浴びると白化の原因になる。

事業者：

pHは計測していない。

委員：

鉄は毒であり、プランクトンの栄養でもある。pHについてはアルカリを好む生物やカルシウムを好む生物が最初に出てくることで、新たな別の生態系が少しできつつあるのではないかという印象を受けたので、確認のために質問させていただいた。

委員：

過去のコンクリート工事の事例を見れば、どのような影響があるか調べられるのではないか。

委員：

この近辺のコンクリート建造物での事例があれば、一番参考になるかと思う。

委員：

河川でもコンクリート構造物による影響を検討するが、ほとんど水が淀んで滞留しているような所では影響はかなり大きくなるが、流れがあると希釈されやすい環境になるので、

局所的に発生したとしてもその影響は大きくはないと思う。

委員：

設置位置を補正した段階から施工実施に至るまでの間に、現場での再確認、こういう所に置くけれどもどうかという事前の打ち合わせがあったかどうか確認したい。

委員長：

少なくとも委員会に対しては、それはなかったという認識でよろしいか。

委員：

要するにそのくらい想定外であったという認識が共有されたということで良いか。

委員：

例えば建設の技術的な視点から言うと、想定外という言葉は当てはまらないと思う。これだけの大型の構造物というものを中に着水させる時に、精度がこんなに乱暴かと言われたら、それは違うと思う。事前にその情報がくまなく打合せがされて、その影響を最小限にとどめるということは、技術的に不可能かと言ったらそうではないと思う。

委員：

例えば4ページのように、影響が少ない位置を選んで設置をしたとのことであるが、専門の方に相談しつつこの位置を決めたのか、あるいは施工者が自分で判断をしたのか。

事業者：

被度が5%以上の所を回避するように、5%未満のできる限り少ない所に計画したのだが、誰が決めたのかということになれば、事業者が決めたということになる。

委員長：

資料の5ページにアンカー設置の条件が設定されているが、こういう条件を誰が設定して、委員会としてどこまで関与していたのかということを確認したい。

委員：

6月の第2回委員会で、フロート及びブイを設置することを、配置位置とともに説明いただいた資料に、サンゴ類の保全措置として、「仮設栈橋や仮設道路の設置範囲は、被度5%以上のサンゴ分布域に広く重ならないように計画する、なお、長径が1mを超えるような大型のサンゴについては別途記録する」とある。この5%と長径1mというのは、埋立地の移植対象のサンゴの基準をそのまま援用したものと理解している。

この資料には、それに付随して、フロート・ブイ設置位置についても現地調査（潜水目視観察）を実施して、サンゴ類の分布状況を確認することにより、「設置に当たって配慮すべきサンゴ類の分布域等を把握する」と記述されており、明示されていないが文脈から配慮すべきサンゴ類というのが被度5%以上、ないしは長径1m以上のサンゴであると読み取れる。そういったものが確認された場合には、当該サンゴ類を傷つけない場所にアンカーを設置するなど慎重に工事を進めることにするとあり、これを第2回委員会で説明を受けた。

委員：

当時の資料に書いてあったということはわかった。問題はこの資料がいつ公表されたのかであるがどうか。

事務局：

この資料の公表は今年の3月である。

委員：

本当は報道される前に、我々監視委員会はこちら認めたよということを社会に公表していれば、みんな他の人も誰も批判しなかったではないかということもできないこともない。でも、事件が起きた後で公表しては、逆に、それまで隠していたのだと言われかねないという事態が今生じているということである。

委員長：

事実確認としては、委員会として、資料に基づいて認めていると。

委員：

第3回に修正の議論があったと思うが、少なくとも第2回の委員会で安易に認めてしまったのはまずかったなど、大いに反省している。

委員長：

事実関係の整理はだいたいできたかと思う。

【議事②：前回委員会における指摘事項とその対応方針について】

事務局より、前回委員会における指摘事項とその対応方針について、資料2を用いて説明。説明後の質疑は以下のとおり。

委員：

資料4ページ的美謝川についての補足として、2月17日に現地へ出向いて、河口からダムの下流側の方の所まで視察した結果を報告させていただく。

平常時は基本的に河口閉塞をしており、川が海に繋がっていない。下流側は少し水質が悪くなっている。途中、かなり浮泥の溜まった所などもあるが、オオウナギをはじめ色々な生き物が生息している。水量は非常に少なく、出水によって増水した際に生き物の移動や浮泥の輸送がなされて、河口も海と繋がるようになるという形でかなり特有なバランスがとれている河川と認識している。

さらに、計画変更において暗渠が計画されているが、暗渠内の構造について、前回、礫を緩斜面型に設けてはどうかということ指摘したが、実際に水理実験を行った結果、平らに置いた場合の矩形に比べて、流れの3次元性が強く出て、洪水時の懸念についても確認したところ、石組みをきちっと行うことによってかなり安定した状況が得られた。

今後は、クランク型に暗渠が曲がっていることによる影響について、局との間でも協議して、実験を行って検討する予定である。

委員：

道路交通振動について計算していただいて良かったと思う。土木研究所と学会の予測結果はほぼ同じ結果になっており、新たに地盤の卓越振動数を測らなくてもできるということにもなるし、両方の結果を幅で示すことで、さらに信頼性が高まるということにもなる。

委員：

トカゲハゼ、クビレミドロについては、その後の進捗がないようなので、もう書き込んでもいい時期ではないか。

また、前回、19学会要望書というのを紹介した際に、新種の記載があるというのがいくつか具体的にあった。これをどうするかは、もうそろそろ決めた方が良いと思う。新たな科学的知見が得られた場合には対応するというのであれば、新種の調査もするという事

になる。ただ、どんな新種があるのか、どこまで調査できるか、まず専門家に聞き取るということをして良いと思う。それが、環境影響評価における義務とは必ずしも思っていない。軸足を鮮明にして対応策を考えていただきたい。

事務局：

クビレミドロ、トカゲハゼの影響に関する整理は、次回にはご相談ができるように進めていきたい。

事務局：

新種に関しては、今後注目していく必要があると認識しており、ご指摘を踏まえ、専門家等からの助言をいただきながら対応策を考えていく。

委員長：

トカゲハゼとクビレミドロについては、この場所の南にある中城でもかなり詳細な調査をされていて、担当の沖縄総合事務局からは、公表資料を活用していただきたいという話ももらっているのです。是非活用していただきたい。

委員：

美謝川の件でもう1つ。河口付近の藻場の状況について、4月6日に今までジュゴンが摂餌した所を中心に確認させていただいた。美謝川の河口付近は流れが速いということもあって、藻場はほとんど確認できなかった。それ以外の所を3箇所ほど見たが、藻場が密集しているということではなく、注意をしないとわからないぐらいであった。底質は砂というよりも赤土の方が非常に多く、赤土が流出・堆積しているために、藻場が多く生育しにくくなっていると思われる。少なくとも、ジュゴンがここを主な餌場としているとは到底思えない現状にあると認識している。今後、藻場がちゃんと生えるような対策をしようといった時に、現在の海底の状況から考えると、せっかくやっても翌年になったら台無しになるということも考えられるので、そこは十分注意して整理をする必要があるかと思う。

委員：

美謝川は台風時のような非定常現象に強く支配されている川だと思う。平常時よりもむしろ高波浪時や出水時の現象に支配されているので、それに伴う排水不良等の環境上の問題に対する対策を今後の検討していく必要がある。

それから、フロート・ブイ等の係留索については、チェーンを使わないといけないかどうか検討する必要があるのではないかと。そのままにしておくと、動いて周りを傷つけることがあるので、材質や工法について、例えば、普通のロープで、あまりそれが海底を引きずらないように少し浮力をつけるとか、そういう対策もあり得るのではないかと。是非検討をお願いしたい。

委員：

大浦湾の近辺でジュゴンが藻場を食っていたという報道がある。想定内の話ではあろうが、事実確認はしておいた方が良いのではないかと。

委員：

美謝川は非定常性が高いという件に関しては、出水期にもう一度河川の状況を確認するつもりである。また、高潮等の影響で、水位が上がりすぎて暗渠内での逆流等の問題も出てくるのではないかと。ご指摘に関しては、現在の情報の中で見る限りでは、暗渠内で満水状態が著しく起きるといった懸念はなさそうだということは確認されている。問題は、

屈曲に曲げたことが堰上げの影響を大きくするのではないかという点であり、そこはこれから検討しなければいけないところである。先ほどの説明で抜けてしまったが、一部に1m70～80cm ぐらい深い所があり、そこで水温管理がされていて、生き物の避難環境にもなっているということも大きなポイントだと思う。

委員長：

美謝川に関する水理的な検討がかなり進んできた。引き続き、ご助言をお願いしたい。

【議事③：環境保全措置の計画について】

海域生物に関する環境保全措置

事務局より、海域生物に関する環境保全措置について、資料3を用いて説明。
説明後の質疑は以下のとおり。

委員：

なかなか大変な作業だが、移動させる時期や期間はどのように考えているのか。

事務局：

工事工程との兼ね合いを考えながら、工事を着手する場所から優先して進めたい。特別採捕許可もあり、方法が確定したらなるべく早期に着手していきたいと考えているが、海藻のウミボスには季節的な消長があり、冬場が対象となる。

期間については、5ヶ月程度を想定しているが、早く着手できる沿岸の徒手採捕から順に作業を進めていくことを考えている。

委員：

ここに書かれている移動の方法や採取時期は、第三者にチェックされているのか。

事務局：

この委員会の委員ではなく、専門の2名の沖縄の先生にご相談した。

委員：

移動先と移動元では潮の流れが違うような気がするが、専門の立場からは問題ないという認識があったのか。

事務局：

波当たり等に多少差があると思うが、ご相談した先生はこの地域もご存じで、種類ごとに見ていただいた。

委員：

12ページの移動先の抽出パターンについての表現が非常に曖昧である。「地点の環境が生息環境と概ね合致したため」というのは、どのように調査をして合致したのかがわからない。物理的・化学的な条件やどういう生物がいるのかといった調査をしているのか。

事務局：

既存データで生物相の類似性を統計的に計算しているが、この資料ではその結果は示していない。物理的・化学的な観測データはないが、その場が砂浜であるといった底質の条件を加味しながら、踏査をして決めていくという方法で検討した。

委員：

確認回数が何回であれば少ない・多いとするのが曖昧で、こういう表現は改めるべき

だと思う。具体的な数値で表現するか、できないものはできないと明記すべきであるので、検討いただきたい。

委員：

対象種には、準絶滅危惧である NT から一番厳しい絶滅危惧 I 類である CR+EN のウミボッスまであり、全部同じようにケアする必要はあまりないとは思っているが、特に問題になるウミボッスをはじめとした種については、ここにどのくらい分布しているのか、どのくらい見つかったのか、情報をいただきたい。30m 間隔で半径 10m を調べるといふ、通常よりも非常に詳細な調査をやるということは分かるが、実際にやる前の段階で、メールでも良いので状況を説明していただく方がありがたい。

委員：

基本的な考え方が 1 から 5 までであるが、量をどのくらい移すのかということが書かれていない。何か理由があるのか。

事務局：

資料 2 の別紙 1 では、イソハマグリは多く生息していたが、その他の種は 1、2 個体と非常に少ない状況であったこととお示した。見つかったものは全量を移動させるという方針であるが、イソハマグリのような非常に数が多い種については、移動先の生態系への影響にも配慮するため、踏査の結果も踏まえて地点を設定した。

委員長：

計画の段階では基本的な考え方に基づいて、どういう調査をして、何に優先順位をつけて、どういう方針で進めるかという手順が非常に重要になるが、今日の資料をもって委員会がこれを承認することはできないので、適宜参考になる資料を後で補足するなど、容易に我々がアクセスできるような形で提示していただきたい。

委員：

行政的な事情もあるかもしれないが、一番中心になるのはウミボッスという植物であるにも関わらず、題名が「底生動物等」の移動計画で良いのか。

事務局：

準備書の段階から海域生物の中の底生動物を中心に考えていたが、後に県知事意見によってウミボッスが含まれたため、「等」を付けたという経緯である。

サンゴ類に関する環境保全措置

事務局より、サンゴ類に関する環境保全措置について、資料 4 を用いて説明。
説明後の質疑は以下のとおり。

委員：

サンゴの採捕に係る沖縄県の漁業調整規則に関しては、当局と県との課題であって、この委員会では一切関知する必要はないということによろしいか。

事務局：

法手続きについては、事業者側と許認可権者の間で行うことであり、この委員会の対象とはならないと考えている。

委員：

サンゴの移植・移築については、決してまだ確立した技術ではないが、水産庁の沖ノ鳥島、沖縄総合事務局的那覇港や平良港で得られた知見を最大限に活用して、現時点で考え得る適切な技術を取り入れようとしている。規模としても、おそらく那覇空港の沖合展開事業と同じかそれ以上の規模のものを移築する予定ではないかと思う。

計画自体に問題はなく、移植・移築は専門家の指導・助言を受けながらやるのであろうが、その移植・移築がきちんと行われているかということも、エキスパートが第三者的に監視するといった体制を作るのが良いのではないか。

委員：

特別採捕が下りるまでに要する時間があり、工期との関係で時間的な制約もあることが予想され、限られた時間の中でこれを実施できるかが現実的には問題になってくる。移植にかかる期間や、時間が短くなった場合の優先順位などは確立しているのか。

事務局：

移植の作業の期間は9ヶ月程度を予定している。基本的に計画に基づいて移植する考えであるが、今後は手続きや工事の状況を見ながら、工事を実施する箇所を優先して移植していくことや、移植が終わった場所で工事を進めつつ別の場所で移植を行うことなども考えながら、具体的な計画を練っていく予定である。

委員：

実施に当たっても、随時、専門の委員に情報発信して、適切な対応であるかをダブルチェックしていただきながら進めることが重要かと思う。

委員長：

それはほぼ必須のことだと認識している。

【議事④：工事中における事後調査及び環境監視調査の計画について】

事務局より、工事中における事後調査及び環境監視調査の計画について、資料5、資料6を用いて説明。

説明後の質疑は以下のとおり。

委員：

調査の現場に専門家や委員が立ち会うことはできないか。ここに書かれているとおりに調査が実施されているかどうかを確認することも必要ではないかと思うがどうか。

事務局：

調査に立ち会いたいということについては問題ない。

委員：

3、4ページの図で、専門家等の指導・助言が「計画の立案」、「対策の検討・実施」、「総合的な評価」の段階で入っているが、その間においても専門家等が定期的にチェックするというシステムになっていることが重要であることから、要所要所で専門家との協議を適切に行うということを明記すべきである。

委員長：

このフローチャートについては、早急に修正案を示していただきたい。

【その他】

ジュゴン監視システムに係る検討状況について

事務局及び委員より、ジュゴン監視システムに係る検討状況について口頭で報告。

アンカー設置の経緯と反省点・今後の対策について

委員より、辺野古アンカー設置の経緯と反省点・今後の対策のご説明。

- ・埋立てで消失するサンゴ移植基準である「被度 5%以上または長径 1m 以上」が、アンカー設置時のサンゴ保全についても、そのまま認められていった。しかし、たった 1 群体の損傷でも、映像とともに一般に大きなインパクトを与えていることが、台風通過時のアンカー流出と警戒船のアンカーによる損傷でわかっていたこと、今回の損傷位置が埋立範囲外であることも踏まえ、もっと慎重にすべきだった。
- ・アンカーの規模について、重いアンカーの設置について委員から懸念が表明されており、台風時に回収するなど他のオプションも検討するよう求められていたにも関わらず、重いアンカーにした。また、2t~45t のものを置くことについて、具体的な事前説明がなかった。
- ・アンカー設置がアセスの範囲であるか（本委員会の所掌範囲か）という質問に対して、事務局は「最初の環境影響評価との関連ですけれども、厳密にお話させていただきますと、今ボーリング調査ということで、これ自体は普天間飛行場代替施設建設事業そのものではないということで、完全に切り離れてはいるのですけれども、環境影響評価に準じてやっているという扱いでございますので、基本的には事業とは別ということで、アセスの対象か否かというところと否ということになるかと思っています。」と回答している。この点ははっきりしないと、今後本委員会の責任の所在が宙に浮いてしまう。
- ・環境改変に対する、即応的な体制と本委員会の位置づけについて、委員会を待たず、各専門家に報告し、専門家が指導・助言するフローが、第 3 回委員会で示された。
- ・しかし、この報告の矢印が今回の件で 1 ヶ月かかっている。本件のように一般の目が厳しく注がれている中で、この時間差は重篤である。少なくとも報道の前か直後には、現場の状況を把握できる即応体制を作ることが必要である。

説明後の質疑は以下のとおり。

委員：

フロート・ブイ設置の際にも被度 5%以上または長径 1m を超える大型サンゴを保全措置の対象としたことは、5%以下、1m 以下のサンゴ群体は守る必要がないし、潰しても良いのだということになってしまい不適切であったと思う。アセスの趣旨と同じような姿勢で臨むのであれば、埋立区域外にはなるべく影響ないようにするべきであり、ある程度のコストはかかるが、被度が 1%以下の所で空地をきちんと見つけて、きめ細かく相談しながらやれば設置できたのではないか。今からでも対処の方法はあるのではないか。せめて、第 2 回の資料がこの事件より前に公表されていれば良かったのだが、それを隠していたのかという話になってしまう。

委員：

第1回、第2回の時も質問したが、やはりこの委員会の責務というのが非常に曖昧で、場合によっては広がっていくということが一番気になる場所である。今日の議論で皆さんのご発言で特に多かったのが、この委員会を通った、この委員会は承認を受けていないというようなご発言が非常に多かったが、基本的には私の理解では、この委員会というのは指導・助言を与える委員会であって、承認・審査というシステムはとっていないと思う。そうであるならば、審査形式に切り替えなければいけないと思う。現在のシステムでは、ご専門の立場で各委員のお考えを述べられて、最終的なご判断は、事業主あるいは依頼側でご判断されることで、委員会の責任の範囲外と認識している。また、第三者的に監視する体制を作るためには、独立予算とする必要があり、そこの作り込みから変えるかという話になるので、委員会としても方向性は慎重に確認した方が良いと考える。

委員長：

委員会のミッションとは何かということの確認であるが、第1回委員会の資料1に運営要綱があり、この段階では「(案)」となっているが、基本的にこれが了承されている。それによれば、目的(第1条)に「環境保全措置及び事後調査等に係る検討内容の合理性、客観性を確保するため、科学的、専門的助言を行うことを目的とする。」と書かれている。第2条には、次の事項、「事後調査等の計画策定、結果の評価」、「環境保全措置」について指導・助言等を行うとしている。これが前提となる。

委員：

我々が審査するのではなくて助言するのであるということを変えない方が良いと思う。

その上で、この間の報道では、この委員会の議論を踏まえて大型ブロックを設置したのだと報道されていて、我々の社会的責任が問われているのに対して、報道されていることが資料としても一切出てきておらず、社会の批判に対して我々は答えることが全然できていないということが一番大きな問題である。その説明責任を果たせば良いというのが第1点である。

丁寧に対応すれば決して乗り切れないものではなかったはずで、我々が関与できない状況で、色んなトラブルが起きてしまっているということが非常に大きな問題で、しかも、当委員会の議論でこうなったのだという報道がされているという現実がある。せめて、地元でどう報道されているかは知っておいていただきたいし、我々に知らせていただきたい。先ほどの要綱そのものを変える必要は特にないと思うが、第6条に「委員会は委員長が招集し」とあるように、事務局ではなく委員長が独自の判断で必要と考えられるときには招集できるということになっているので、それで良いのではないかとと思う。

先ほどのフローチャートの図では、必ず事業者側から質問が来た時にだけ我々は意見を述べるようにしか書かれていない。フローチャートはそれでも良いが、必要と判断した時には我々の側から意見をまとめて言うということがあって良い。

委員：

運営要綱にある、「科学的、専門的助言を行う」ためには、判断材料が必要である。今まで起きていることは、判断材料がなかった。ここが一番大きな問題であったと思う。

委員：

あくまで事業者の指導・助言が良いが、事業者からのデータだけではなくて、何か起こったのであれば独自に見に行けるような、それぐらいの自由度というサポート体制を作

ってほしい。ただ、責任を負っている以上は、我々は助言だけだから責任は負わないというつもりはない。

委員：

今回の事件では、防衛省のやり方に問題があったのではないだろうか。委員会の意思を事務局としてどのように考えて、それを現場の監督あるいは作業員1人1人にどのように伝達するかというところがまったく欠けている。土木的なことはわからないが、アンカーを設置する際には、下で潜水士が見ていて、サンゴがない所に落とすことができなかつたのかと思っている。現場作業については作業マニュアルを作って、それを下まで徹底させるようにすべきで、どうも、やってしまったらそうってしまった、ということのようにとれて非常に残念だった。

この委員会の性格というのは、私も指導・助言だけだと思う。ただ、その中での運用は、先ほど委員が言われたように大きく直していかなければならないとは思っている。

ジュゴンに関して言うと、今日の資料ではモニタリングで月に3、4回へりを飛ばすとあるが、個体Cを特定したモニタリング手法を採用して、個体Cの動きを監視するという議論がこれからは必要ではないかと思っている。

委員：

環境影響評価書の内容が、作り手側（現場）に伝わっていないことが最大のネックになっているのではないか。この委員会で検討した結果や助言した内容が適正に履行されるということが担保されなければ、同じようなことが繰り返されるのではないか。

委員長：

そろそろ整理をさせていただく。

まず委員会のミッションについては、要綱にあるとおり、あくまでも適切な科学的な知見に基づいた助言を与えるということが確認できた。ただ、その助言に対する責任が残ることを踏まえると、いかに助言が適切に実行されるのかという点で、確認体制の作り方、運用の仕方をもう少しきちんとしなければいけないかと思う。

他にも公開の範囲、あるいはオブザーバーの形で県の方を入れるというご提案もあったが、委員会全体としての合意はできなかったもので、これは委員会の中の議事要旨に留めて、これをいかにうまく運用するかというところで方向性を至急まとめたいと思う。

さらに、この委員会そのものの成り立ちについて、要綱ではこの「委員会は委員長が招集」するという文言があり、委員会の機動性や自発性を保障していると考えられるが、これが少なくともうまく機能していなかったのは確かである。その中で、この委員会のミッションあるいは議論の中身がうまく対外的に伝わってなかったのも非常に大きな事実である。この委員会で議論されたことを、事実関係をきちんと説明をして理解を得られるように、遅ればせながら努力しないといけないと感じている。

【閉会】

事務局より、本日の指摘を踏まえて作業を進めていくとともに、議事要旨については事務局でとりまとめ、委員に確認していただいた上で公表する旨を説明。

以上